

UDC 621.365.48:641.535.5

C 9215

# JIS

## 電気ホットプレート

JIS C 9215-1988

(1999 確認)

(2005 確認)

昭和 63 年 12 月 1 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## 家庭電器部会 家庭用電熱器具専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	富沢 一行	財団法人日本電気用品試験所
	横江 信義	通商産業省機械情報産業局
	稲葉 裕俊	資源エネルギー庁公益事業部
	前田 勲男	工業技術院標準部
	吉満 行孝	通商産業省通商産業検査所
	佐々木 弘明	自治省消防庁消防研究所
	熊田 泰治	三菱電機ホーム機器株式会社
	美田 節男	鳥取三洋電機株式会社
	鈴木 栄治	株式会社東芝家電事業本部
	三谷 義徳	松下電器産業株式会社電化本部
	大熊 明	社団法人日本電機工業会
	石崎 貞博	日本電熱機工業協同組合
	大熊 礼子	主婦連合会
	吉田 静江	消費科学連合会
	片岡 茂	国民生活センター
	飛田 恵理子	全国地域婦人団体連絡協議会
	渡辺 厚	財団法人日本消費者協会
	岩崎 泰子	東京友の会
	竹村 章	全国電器小売商業組合連合会
	齋藤 有常	日本百貨店協会
	吉田 孝一	社団法人日本電機工業会
	山田 一宣	松下電器産業株式会社電化調理事業部
	木村 義弘	象印マホービン株式会社
	大日向 昭一	株式会社東芝家電機器事業部
(事務局)	五十嵐 重雄	工業技術院標準部電気・情報規格課
	穂山 貞治	工業技術院標準部電気・情報規格課
	長谷 亮輔	工業技術院標準部電気・情報規格課

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和63.12.1

確認：平成11.5.20

官報公示：平成11.5.20

原案作成協力者：社団法人日本電機工業会

審議部会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 山村 昌）

審議専門委員会：家庭用電熱器具専門委員会（委員長 富沢 一行）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 電気ホットプレート

C 9215-1988

(1999 確認)

## Electric Griddles

1. 適用範囲 この規格は、定格消費電力 1.5 kW 以下の家庭用の電気ホットプレート（以下、ホットプレートという。）について規定する。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値として併記したものである。

2. 用語の意味 この規格で用いる主な用語の意味は、次のとおりとする。

(1) 器体 ふた及び着脱形コントローラを除いた器具全体。

(2) 着脱形コントローラ 器体に着脱できる構造で、自動温度調節器を内蔵し接続器及びコードを備えているもの。

(3) プレート 調理物を焼いたり、いためたりする底面がほぼ平板状で周囲に縁があるもの。

3. 種類 プレートの形態によって、次の2種類とする。

(1) 固定式 プレートと発熱体が鋳込み又は溶接などで一体となっているもの。

(2) 分離式 プレートと発熱体が分離できるもの。

4. 定格電圧 単相交流 100 V とする。

5. 性能

5.1 電圧変動特性 8.2 の方法によって試験を行ったとき、実用上支障なく使用できなければならない。

5.2 消費電力 8.3 の方法によって試験を行ったとき、消費電力と定格消費電力との差が、表 1 の値以内でなければならない。

表 1 消費電力の許容差

単位 %

定格消費電力	許容差
1 kW 以下	±10
1 kW を超えるもの	± 5

引用規格：JIS C 2520 電熱用合金線及び帯

JIS C 3301 ゴムコード

JIS C 3327 600 V ゴムキャブタイヤケーブル

JIS C 8303 配線用差込接続器

JIS C 8304 屋内用小形スイッチ類

JIS K 2240 液化石油ガス (LP ガス)

JIS K 5400 塗料一般試験方法

JIS K 6894 四ふっ化エチレン樹脂処理皮膜

JIS K 7202 プラスチックのロックウェル硬さ試験方法

JIS S 6006 鉛筆及び色鉛筆

対応国際規格：IEC 335-2-13 Safety of household and similar electrical appliances. Part 2: Particular requirements for frying pans, deep fat fryers and similar appliances